

平成 2 8 年度
第 5 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 8 年 8 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第5回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成28年8月10日（水）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 18人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 2人

- 8番 小山 智
- 16番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐
- 兼農政管理係長 大井 昌和
- 農地係長 多田 利浩
- 主査 森 亮介
- 主任主事 稲井 稔
- 主任技師 稲積 直子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画及び第18条1項の規定による開発計画の変更に對する意見について

議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画の認可及び変更認可申請に對する意見について

報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について

議 長(農地部会長) ただ今から平成28年度第5回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中18人で、部会は成立しております。欠席委員は、小山委員と原田委員の2名です。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります、私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は2番片山委員、20番谷口委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番は、賃貸人が別の農家へ譲り渡すため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。譲り渡しの内容については、農地法第3条第1項による許可申請所有権5番のとおりです。

3番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、賃借人の子へ譲り渡すため、農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。譲り渡しの内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権12番のとおりです。

5番は、賃貸人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

2ページをお開きください。

1番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。

2番から4番までは、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、2番は農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権9番、3番は同許可申請所有権11番、4番は同許可申請使用貸借4番のとおりです。

5番は、借人が労力不足のため返還したものです。

6番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番に関連しています。

7番は、借人が労力不足のため返還したものです。

3ページをお開きください。

8番と9番は、借人が健康上の理由で返還したものです。

10番は、貸人が転用するため、及び借人の同一世帯の親へ譲り渡すために返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権28番、譲り渡しの内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権14番のとおりです。

11番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権28番・29番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について5件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が623.70平方メートル有ります。

3番は、隣接地の賃貸共同住宅建築で工事用車両置場を必要としていることから、平成28年9月1日から29年3月31日までの間、露天貸車両置場として一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高松市道に面し工事現場の隣接地にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、貸デイサービス施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が159.69平方メートル有ります。

8番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接果樹園の管理用納屋を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため拡張し

たもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年12月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が828.99平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書5ページをお開きください。

10番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、主要地方道高松・大越・坂出線に近接し、交通の利便性が良く、近隣の共同住宅住民等から貸駐車場の利用希望が寄せられているため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋が手狭になったため宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が429.51平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに、御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、平成28年6月20日付けで作業所用地として転用申請していましたが、契約解除により取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、平成27年7月27日付けで露天駐車場用地として同年8月1日から28年8月31日までの間一時転用許可を受けていましたが、農地に復元せず、新たな駐車場用地を分譲住宅用地として転用申請するに伴い、工事開始日に合わせるため、工事完了日を8月31日から同月15日に変更申請するものです。

2番は、平成27年11月9日付けで分譲有料老人ホーム用地として、転用許可の事業計画変更承認を受けていましたが、今後の施設運営を考慮し、分譲介護老人福祉施設に変更申請するものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して片山委員及び田井委員より説明をお願いします。

片山委員 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め谷口委員、田井委員と、私片山の4名で、現地調査を実施しました。

なお、所有権1番、3番、4番及び賃借権3番は、香川県農業会議の常設審議委員会

の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松大学北300メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育施設や医療機関も整い、宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立古高松中学校南300メートルに在り、電気工事業を営む法人の従業員用駐車場の契約が満了となることから、代替駐車場確保の依頼を受けた不動産業を営む転用者が、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在利用している駐車場と同程度の広さがあり、借主の本社からも近く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。進入路部分として、農地法第5条第1項の規定による許可申請特別議案賃借権2番が提出されており、合計面積は2,199平方メートルになります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市牟礼支所北東2.7キロメートルの海岸線沿いに在り、通所介護施設・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・牟礼線に面し交通の利便性が良く、周辺には同様の施設がなく、自然環境にも恵まれ、利用需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が611.85平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、琴電長尾線水田駅南350メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、北側は都市計画用途地域で、

県道沿線にはホームセンターなどの商業施設も整い、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。進入路として利用する併用雑種地が95.27平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松中央インターチェンジ東300メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に面し交通の利便性が良く、高松市道を挟み西側は、都市計画用途地域で、周辺は学校・医療施設・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明は、ここまでとし、2ページ、議案番号6からは田井委員から説明します。

田井委員 現地調査委員の田井です。ここからは、私が説明します。

2ページを御覧ください。

6番の申請地は、高松市立円座小学校北東200メートルに在り、11区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が150.44平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、高松市立勝賀中学校南600メートルに在り、事業拡大に伴う従業員及び来客用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高松市道に面し、交通の利便性が良く車両の出入りも容易であり、また、本社から南500メートルに位置し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路が3平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、賃借権の案件です。

3 ページを御覧ください。

1 番の申請地は、高松市立龍雲中学校北西200メートルに在り、葬祭業を営む転用者が、事業規模拡大のため葬祭会館用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に面し交通の利便性が良く、周辺には同様な施設が無く、需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2 番の申請地は、先ほど説明しました特別議案所有権2番と関連しており、露天貸駐車場用地への進入路用地として転用申請するものです。

所有権2番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3 番の申請地は、高松市山田支所南2.7キロメートルに在り、業務拡大のため、農業・建築資材及び雑貨販売を目的とするホームセンターの店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・綾川線に面し交通の利便性が良く、農山村地域内で周辺には同様な店舗が無く需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。雑排水用の排水管を埋設するため農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借4番が同時に申請されています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権7件、賃借権3件、計10件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が573.44平方メートルあります。

2番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを324枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年8月2日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9ページを御覧ください。

7番の転用者は、ホテル経営をしており、敷地の効率的利用から旅館敷地に隣接している水路を用途廃止により取得して宅地拡張し、その代替水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現水路に近接し、付け替え後も周辺農地への支障が生じ無いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は

所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、自宅敷地が狭く車庫及び物置スペースを確保するため、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成22年4月に一部建築済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が213.85平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、用途地域から400メートルと近く、周辺は大型量販店、病院、学校その他公共施設の整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

12番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性がよく、周辺には病院、店舗が在り生活に便利で入居需要も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10ページを御覧ください。

13番は、不動産業者に管理委託し露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番の転用者は、自動車運転養成所を経営しており、高齢講習者の受入れ増加から隣

接地を取得して露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が231.86平方メートル有ります。

16番の転用者は、近隣寺院で住職をしていますが、現寺院が賃借地で敷地が狭く駐車スペースが無いことから、新たな寺院用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、現寺院から近く檀家も周辺に居住していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番の転用者は、薪ストーブや薪を販売しており、平成24年8月1日付けで薪置場・体験施設として隣接地の転用許可を得ていましたが、事業が順調で資材置場が手狭となり新たな資材置場が必要となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、店舗に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の転用者は、仕出し弁当の製造販売をしており、事業規模の拡大により作業場が手狭になったことから、作業所兼事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道千曳・高松線沿いに在り利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が117.43平方メートル有ります。

11ページを御覧ください。

21番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、父所有の農地を生前贈与により取得し分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、作業所兼住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、敷地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和56年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が180.31平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

25番の転用者は、個人で建設工事業を営んでおり、事業量の増大に伴い営業用及び自家用車両の駐車スペースや資材保管場所が必要となったため、非農家の自己住宅・車庫・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、転用面積が500平方メートルを超えていますが、申請地の一部に事業用車庫72平方メートルを建築することから問題ないと考えます。

26番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線に近く、周辺は大型量販店、病院、学校その他公共施設の整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適

当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線に近く、周辺は大型量販店、病院、学校その他公共施設の整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知10番・11番に関連しています。

29番は、所有農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地への進入路であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知11番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

12ページを御覧ください。

3番の転用者は、コンビニエンスストアを経営しており、新たに店舗展開するため、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、看板・室内装飾の設計、施工の業務を行っており、事業規模拡大から資材保管場所が必要となったため、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成3年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番の転用者は、商業用機材等のリース業を営んでおり、ドラッグストア業者に貸し付けるため貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地

は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が980.20平方メートル有ります。

6番の転用者は、冷凍設備製造・設置業を営んでおり、事業所の敷地調査を進める中で、申請地が敷地の一部になっていることが判明したため、事業所の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、敷地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成16年8月に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が853.00平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

13ページを御覧ください。

1番は、義母及び義祖母所有の農地を借り受けて分家住宅及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、母所有の農地を借り受けて同時に転用申請している自己住宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請5番に関連しています。

3番は、父が高齢となり、農地中間管理機構へ貸付希望農用地等の機構への登録申込みをしていましたが、農地が不正形であり借り手が無く耕作放棄地になることを防ぐため、父所有の農地を借受け発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを297枚、9基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、段差のある農地で耕作には不向きであるが、南向きで発電効率が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番及び排水管理設のため農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に関連しています。

5番の転用者は、個人で写真業を営んでおり、母所有の農地を借り受けて分家住宅兼事務用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に近接し、周辺は学校、病院等の公共施設の整った宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に100メートルと近接し、周辺は学校、病院等の公共施設の整った宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、水路の共同利用者の隣接農地を処分する当たり、水路の利用権を取得するため、農地からの排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和59年ごろに設置済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は中山間部にあり、実家に隣接し生活面での支援がし易いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権22件、賃借権4件、使用貸借8件、計34件について、御審議いただきますよう、よろしく

お願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに、御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、譲渡人が労力不足であることから、隣地農地を所有、耕作している譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、残存小作地を小作人へ無償で譲り渡すもので、取得後は水稻、野菜を作付けするものです。

3番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を作付けするものです。

なお、譲受人はさぬき市に居住していますが、さぬき市農業委員会からの精農審査表及び耕作証明書が添付されており、審査基準の要件は全て満たしています。

4番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、隣地農地を所有、耕作している譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

6番と7番は、農業後継者である子夫婦へそれぞれ部分贈与するもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番が同時に申請されており、要件を満たします。

9番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に申請されており、要件を満たします。

10番は、母から分家の子へ贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知6番のとおり、合計5,624平方メートルの農地の返還を受けており、下限面積要件は満たしています。

11番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、隣地農地を所有、耕作している譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

15ページをお開きください。

12番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

13番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

14番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知10番に関連しています。

15番は、譲渡人が農業後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は水稻、野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権9番に関連しています。

2番も、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

3番は、隣接農地を分家住宅用地として転用するのに伴い、申請地の一部に排水管を埋設するため使用貸借により20年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借4番に関連しています。

4番は、隣接農地を店舗用地として転用するのに伴い、申請地の一部に排水管を埋設するため使用貸借により30年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借7番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転15件、使用貸借4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

1番・2番は、平成27年7月に既設の農業用水路を拡幅したもの、また、3番は、昭和53年ごろから農業用水路として利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

4番は、平成5年から23年以上にわたり、また、5番から7番までは、昭和40年ごろから51年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

8番は、平成27年12月から農道として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

本件について、現地調査を実施しました結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、御審議い

たきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画及び第18条第1項の規定による開発計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画及び第18条第1項の規定による開発計画の変更に対する意見について御説明申しあげます。

まず始めに、第16条第1項について御説明申しあげます。

資料1の1を御覧ください。

1枚めくっていただき、2枚目のとおり、平成28年7月12日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

このことについては、もう一枚めくっていただき、1ページから11ページまでのとおり、平成28年7月11日付けで庵治町及び牟礼町の7の採石業者から香川県知事宛に、11採石場の採石事業に伴う土地開発行為協議書が提出されたものです。

12ページに位置図、13ページ以降に地籍図、現況平面図、利用計画平面図を添付しております。

申請地は、主要地方道高松・牟礼線から東に840メートルの位置にあり庵治町と牟礼町にまたがった女体山周辺の採石場で、申請者は庵治町側、牟礼町側を合わせて計11者が一体の計画として同時に申請しています。

表紙裏面を御覧ください。

申請地の所在を記載しておりますが、開発区域内には農地は含まれておりません。

7月29日に庵治町及び牟礼町地区担当農業委員と農業委員会事務局地区担当職員とで現地調査を実施した結果、開発区域の周辺には農地はないが開発区域の下流域には農地があることを確認しております。

以上のことを踏まえて、地元農業委員と協議した結果、全ての採石場周辺には農地はなく、開発地の下流域には農地がありますが、直接的な影響はないと判断しましたので、高松市長には、「本採石場の周辺には農地はありませんが、本開発計画にあたっては採石場の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

続きまして、第18条第1項について御説明申しあげます。

資料1の2を御覧ください。

1枚めくっていただき、1ページのとおり平成28年7月12日付けで高松市長から開発計画の変更に対する意見照会がありました。

2ページの土地開発行為変更協議書のとおり、開発行為の内容は土石を採取するというもので、採石事業継続に伴う採石計画見直しのため、同年7月11日付けで事業者から香川県知事宛に提出されたものです。変更理由は期間延長及び開発面積変更です。

土地開発行為を行う土地の所在は、庵治町字湯谷東地区の山林4.7808ヘクタールで、開発区域内には農地は含まれておりません。

3ページに位置図を付しておりますが、申請地は先ほどの採石場の周辺地になります。

4ページからは公図写し、区域図、現況平面図、土地利用計画平面図、採石計画平面図、跡地復旧計画平面図を添付しております。

表紙のページを御覧ください。

7月27日に第2地区農業委員全員と地区担当職員とで現地調査を実施した結果、採石場の周辺に農地はないが、裾野には農地があることを確認しています。

以上のことを踏まえて、地元農業委員と協議をした結果、採石場周辺には農地はなく、直接の影響が無いと判断しましたので、高松市長には、「本採石場の周辺には農地はありませんが、本開発計画にあたっては採石場の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画及び第18条第1項の規定による開発計画の変更に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画及び第18条第1項の規定による開発計画の変更に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号は、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画の認可及び変更認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画の認可及び変更認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

まず始めに、採取計画の認可申請について御説明申しあげます。

資料2の1を御覧ください。

1枚めくっていただき、1ページのとおり、平成28年7月15日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。

このことについては、3ページから34ページまでのとおり平成28年7月11日付けで庵治町及び牟礼町の7の採石事業者から香川県知事宛に採取場の採取計画認可申請書が提出されたことに伴い、高松市長から意見照会があったものです。

申請地及び申請事業者は、議案第10号の資料1の1と同一でありまして、現地調査も土地開発行為協議に係る調査と併せて実施しております。

表紙裏面を御覧ください。

現地調査後、地元農業委員と協議した結果、採石場周辺には農地はなく、直接の影響がないと判断しましたので、高松市長には、「本採石場の周辺には農地はありませんが、本開発計画にあたっては採石場の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと思います。

採取計画の認可申請についてはもう1件ございます。

資料2の2を御覧ください。

1枚めくっていただき、1ページのとおり、平成28年7月15日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。

このことについては、3ページのとおり平成28年7月6日受付けで庵治町の採石事業者から香川県知事宛に採取計画認可申請書が提出されたことに伴い、高松市長から意見照会があったものです。

申請地及び申請事業者は、議案第10号の資料1の2と同一でありまして、現地調査も土地開発行為変更協議に係る調査と併せて実施しております。

5ページの利用計画平面図のとおり、採石現場においては沈砂池兼調整池が適切に配置されていることを確認しております。

表紙のページに戻ってください。

現地調査後、地元農業委員と協議をした結果、採石場周辺には農地はなく、直接の影響がないと判断しましたので、高松市長には、「本採石場の周辺には農地はありませんが、本開発計画にあたっては採石場の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと思います。

続きまして、採取計画の変更認可申請について御説明申しあげます。

資料2の3を御覧ください。

1枚めくっていただき、1ページのとおり平成28年7月15日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画の変更認可申請に対する意見照会がありました。

3ページのとおり、採石計画の見直しがあり、同年7月6日付けで事業者からの採取計画の変更認可申請書が香川県知事宛に提出されたものです。

変更理由は隣接する採石場の境界部における作業の安全確保のための採取箇所の切り下げに伴う採取量の増加です。

申請地は、庵治町字丸山地区の山林1.0144ヘクタールで、開発区域内には農地は含まれておりません。5ページの位置図のとおり、申請地は先ほどの採石場の周辺地になります。

6ページ以降に採取計画平面図、横断面図を添付しています。

表紙のページにお戻りください。

7月29日に庵治地区及び牟礼地区農業委員と地区担当職員とで現地調査を実施した結果、採石場の周辺には農地はないが、裾野には農地があることを確認しました。

以上のことを踏まえて、農業委員と協議した結果、採石場周辺には農地はなく、直接の影響が無いと判断しましたので、高松市長には、「本採石場の周辺には農地はありませんが、本開発計画にあたっては採石場の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと思います。

以上、議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画の認可及び変更認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画の認可及び変更認可申請に対する意見については、いずれについても、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号は、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、報告案件、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料3を御覧ください。

期間は、平成28年7月5日から同年8月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、6月以前の農地部会議決分といたしまして、4条が1件、5条が13件、7月農地部会議決分で4条が21件、5条が55件、合計で4条が22件、5条が68件です。

許可保留件数については、6月以前の農地部会議決分で4条が0件、5条が5件、7月議決分といたしまして4条が3件、5条が21件、合計で4条が3件、5条が26件です。

取下につきましては、5条の7月議決分に1件ありました。

次に、許可保留案件及び取下の内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

5条関係で4月議決分の12番が開発許可未了で、使用貸借の4番が文化財保護法許可及び道路工事承認未了で許可保留になっております。同じく下段の表内の5条関係で6月議決分の15番・20番が開発許可未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

28番が開発許可未了で許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

4条関係で、7月議決分の10番から12番までが、開発許可未了で許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

5条関係で7月議決分の3番が開発許可未了で、また、4番が開発許可及び直近事業未了により許可保留となっております。

さらに、11番が開発許可未了により許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

23番が開発許可及び大規模小売店舗立地法に係る届出未了により、また、24番・26番・29番・34番・37番が開発許可未了により許可保留となっております。

8ページを御覧ください。

38番・42番・43番が開発許可未了により許可保留となっております。

45番が先ほど御審議いただいた7月28日付けの取下案件です。

続きまして、48番・50番・51番・52番・54番・55番が開発許可未了により許可保留となっております。

9ページを御覧ください。

5条関係で7月議決分の賃借権1番が開発許可未了により許可保留となっております。

4番が開発許可及び大規模小売店舗立地法に係る届出未了により、また、5番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これで平成28年度第5回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時10分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員